

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成30年
10月5日
(金曜日)

目次

○告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課) 一

生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定 (厚政課) 三

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (二件) (厚政課) 三

地方卸売市場の卸売業者の地位の承継に伴う変更 (ぶちうまやまぐち推進課) 三

急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正 (砂防課) 四

○公告

国土調査の成果の認証 (政策企画課) 四

契約の締結 (厚政課) 五

一般競争入札の実施 (水産振興課) 五

公共測量の実施 (監理課) 六

○選管告示

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示の一部改正 七

○公安委告示

警備業法の一部を改正する法律附則第五条の規定による検定合格者審査の実施 七

○公安委公告

契約の締結 八



山口県告示第三百四十四号

瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一項の規定に基

づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成三十年十月五日から同月二十五日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び山陽小野田市民部環境課において公衆の縦覧に供する。

平成三十年十月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 田辺三菱製薬工場株式会社
住 所 大阪市淀川区加島三丁目一六番八九号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 田辺三菱製薬工場株式会社小野田工場
所在地 山陽小野田市大字小野田七四七三番地の二
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種 類	構 造			使 用 の 方 法	
	能 (m ³ /日)力	工事着手 予 定 年 月 日	工事完成 予 定 年 月 日	使用開始 予 定 年 月 日	使用時間 間隔 時 日 当 た りの 使 用 間 隔
四七―二 (二基)	八	平成三〇、 一―一、一	平成三〇、 一―一、一	平成三〇、 一―一、一	断 続 一―五時間 変動なし
〃	三	〃	〃	〃	〃
四七―二	一〇	〃	〃	〃	〃
〃	六	〃	〃	〃	〃
〃	一	〃	〃	〃	〃

備考 「四七―二」とは、水質汚濁防止法施行令 (昭和四十六年政令第百八十八号) 別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する混合施設をいう。

凝集沈殿施設	活性汚泥処理施設		種 類	項 目	汚 水		等 の		汚 染		状 態		の 値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	処理前	処理後			通 常	最 大	化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)	浮 遊 物 質 量 (mg/l)	動 植 物 油 脂 類 (mg/l)	窒 素 (mg/l)	燐 素 (mg/l)				
	〃	七・五	八・五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	七・二	八・八	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	四一	二七六	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	六〇	三九〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	三四	九二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	五〇	二二〇	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	三	五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	三三	一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	四五	一五	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	〇・三	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	一・九	検出せず	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	三、六〇一	三、一〇一	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
	〃	三、八〇七	三、三〇七	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

凝集沈殿施設	活性汚泥処理施設	種 類	構 造	能 力 (m ³ /日)	処 理 の 方 式	間 隔 時 間	一 日 当 た り の 使 用 時 間	概 季 節 的 変 動 の 要 求	工 事 着 手 予 定 日	工 事 完 成 予 定 日	使 用 開 始 予 定 日

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

四 汚水等の処理施設に関する事項

種 類	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		燐 素 (mg/l)		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六
四七二	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一〇
(二基)	五	九	一、〇〇〇	一、五〇〇	五	一〇	四〇	一〇、〇〇〇	検出せず	検出せず	一六
											六
											一六

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

No. 1 排水口	排水		水の汚染状態の値		排出水の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	動物植物油脂類 (mg/l)	
七・五	通常	最大	通常	最大	通常
八	七・二	二・五	一九・五	二二	二〇
一	八・九	一一・三	〇・一	〇・五	一三、六二〇
					一四、四〇〇

処理後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
-----	---	---	---	---	---	---	---	---

山口県告示第三百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成三十年十月五日

名 医	療 所	在 地	山口県知事	村岡 嗣政	廃止年月日
医療法人生山会通診療所	長門市通三二九の六	〃			平成三〇、八、一
やまもと歯科	熊毛郡田布施町大字波野二一六五の六	〃			七、一五

山口県告示第三百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月五日

名 医	療 所	在 地	山口県知事	村岡 嗣政	指定年月日
やまもと歯科	熊毛郡田布施町大字波野二一六五の六	〃			平成三〇、七、一六
なないろ薬局	光市虹ヶ浜三丁目七番二五号	〃			九、一

山口県告示第三百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月五日

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業所 名称	所在地	事業の 種類	指定年月日
有限会社オ フイストラッ グ	周南市桜馬場 通二丁目八	〃	アリス薬局	周南市桜馬場 通二丁目八 居宅療 養管理 指導
〃	〃	〃	菊川薬局	〃
〃	〃	〃	アトム薬局	〃
〃	〃	〃	宮の前薬局	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

山口県告示第三百四十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成三十年十月五日

介護予防のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。	山口県知事	村岡 嗣政
---------------------------------	-------	-------

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下松市	平成二十八年四月一日から平成三十年二月十四日まで	下松市地籍図 下松市地籍簿	大字河内の一部
岩国市	平成二十八年四月一日から平成三十年二月六日まで	岩国市地籍図 岩国市地籍簿	錦町宇佐郷の一部

二 認証年月日
平成三十年十月五日

(二二二) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成三十年十月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する出先機関の名称及び所在地
山口県環境保健センター 山口市朝田五三五番地
 - 二 落札に係る特定役務の名称及び数量
環境放射線監視システム改修業務 一式
 - 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 四 落札者を決定した日
平成三十年八月三十日
 - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内二丁目六番六号
 - 六 落札金額
一億千三百四十万円
 - 七 入札公告日
平成三十年七月二十日
 - 八 その他
- (一) 契約担当者
山口県環境保健センター所長 調 恒明
- (二) 調達方法
購入等

(三) 落札方式
最低価格

(二二二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成三十年十月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 入札に付する事項
次に掲げる業務の委託
 - (一) 業務の名称及び数量
漁業調査船かいせいの中間検査業務 一式
 - (二) 業務の内容
入札説明書及び仕様書による。
 - (三) 履行期間
平成三十年十二月四日から平成三十一年三月二十日までの間
 - 二 入札参加資格
入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。
 - (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項に規定する者でないこと。
 - (二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - (三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（平成二十九年山口県告示第二百三十七号）又は県が発注する業務の委託契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する特定役務の種類等に関する告示（平成三十年山口県告示第四十二号）に基づく資格審査において、船舶について特Aの等級に格付されている者であること。
 - (四) ドライドックにおいて業務を行うことができる者であること。
- 三 契約条項を示す場所

四 長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター総務課
入札説明書及び仕様書の交付

山口県水産研究センター総務課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県水産研究センター総務課

(三) 受領期限

平成三十年十一月十五日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成三十年十一月十六日午前十時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

長門市仙崎二八六一番地の三 山口県水産研究センター会議室

(二) 日時

平成三十年十一月十六日午前十時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県水産研究センター所長 河野 光久

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県水産研究センター総務課(電話〇八三七―二六一〇七一)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Nature and quantity of the service to be required: A midterm inspection of the fisheries research vessel Kaisei

(3) Term of the contract: From December 4, 2018 to March 20, 2019

(4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Marine Biology Research Institute, Yamaguchi Prefectural Government (Phone: 0837-26-0711)

(5) Time-limit for tender: 5:15 P.M. November 15, 2018

(In case of bringing a tender: 10:00 A.M. November 16, 2018)

(二二三) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、中国四国防衛局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありました。

平成三十年十月五日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

下関市大字福江

三 作業の期間

平成三十年九月七日から平成三十一年一月二十五日まで



山口県選挙管理委員会告示第七十三号

不在者投票のできる介護老人保健施設の指定に関する告示(平成二十四年山口県選挙管理委員会告示第四十六号)の一部を次のように改正する。

平成三十年十月五日

山口県選挙管理委員会委員長 田中一郎

「介護老人保健施設」を「介護医療院」に、「介護療養型老人保健施設花和の里」を「山口若宮病院介護医療院」に改める。



山口県公安委員会告示第三十九号

警備業法の一部を改正する法律(平成十六年法律第五十号)附則第五条の規定により、検定合格者審査を次のとおり実施する。

平成三十年十月五日

山口県公安委員会

一 審査を行う警備業務の種類及び級並びに審査の定員

(一) 種別及び級

- 空港保安警備業務(一級)、空港保安警備業務(二級)、施設警備業務(一級)、施設警備業務(二級)、交通誘導警備業務(一級)、交通誘導警備業務(二級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(一級)、核燃料物質等危険物運搬警備業務(二級)、貴重品運搬警備業務(一級)及び貴重品運搬警備業務(二級)

(二) 定員 五十人

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成三十年十一月十四日(水曜日)の午前九時から正午まで

(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県警察本部

三 審査の対象者

警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号)以下

「規則」という。)附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。)第一条第一項に規定する検定(以下「旧検定」という。)に合格した者(次のいずれかに該当する者を除く。)

(一) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して一年以上である警備員

(二) 規則の施行の際現に旧検定に係る警備業務に係る旧規則第十二条第一項に規定する指定講習の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して一年以上である者(一)に掲げる者を除く。)

四 審査の方法

学科試験及び実技試験により行うものとする。

五 審査申請書の受付期間及び時間

平成三十年十月十五日(月曜日)から同月十九日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

なお、受付期間内でも、申請者の数が定員に達したときは、受付を締め切るものとする。

六 審査申請書の提出先

(一) 山口県公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の最寄りの警察署

(二) 山口県公安委員会以外の公安委員会から旧規則第八条の合格証の交付を受けている者

山口県内の住所地を管轄する警察署又はその者が警備員である場合におけるその者が属する山口県内の営業所の所在地を管轄する警察署

七 提出書類

(一) 審査申請書(規則附則別記様式によること。)

(二) 添付書類

1 六(二)に該当する者にあつては、山口県内の住所地を疎明する書面又は山口県内の営業所に属することを疎明する書面

2 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。裏面には、氏名及び撮影年月日を記入すること。)

3 旧規則第八条の合格証の写し

八 審査手数料

四千七百円に相当する山口県収入証紙を審査申請書の下部余白欄に貼ること。この

九 収入証紙には、消印をしないこと。
その他

- (一) 審査申請書は、審査申請書を提出することとなる警察署に請求すること。
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話
〇八三一九三三〇一〇）にすること。

公 告

契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成三十年十月五日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 契約に係る特定役務の名称及び数量
総合運転者管理システム等改修業務 一式
- 三 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 四 契約の相手方を決定した日
平成三十年九月十四日
- 五 契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
日本電気株式会社 東京都港区芝五丁目七番一号
- 六 契約金額
二千九百九十七万円
- 七 随意契約によることとした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令
第三百七十二号）第十一条第一項第一号に該当するため
- 八 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政